

次期環境基本計画策定に関する進捗状況について

1. 次期環境基本計画について

(1) 計画の位置づけ

次期環境基本計画は、環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものであり、本市の環境施策を総合的体系的に定める計画です。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画であることから、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画として位置づけています。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、「茅ヶ崎市総合計画」や「ちがさき都市マスタープラン」のほか「茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」などの各種分野別計画などと整合を図っています。

(2) 計画期間及び対象範囲

計画期間は、「茅ヶ崎市総合計画」の期間と整合を図りつつ、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、概ね5年を目途に中間見直しをする予定です。

対象範囲は、大きく5分野に分けており、内容は次の表のとおりです。

対象分野	対 象 範 囲
自然共生	生物多様性、みどり・水辺 など
良好な生活環境	公害防止、水循環、環境美化、景観 など
資源循環	要らないものを買わない・断る、ごみの発生抑制、再使用、再資源化（4R）、ごみの収集処理 など
気候変動	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動への対応 など
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動 など

2. これまでの取り組みについて

(1) 令和元年度

令和元年度においては、市民（2,000人）・事業者（1,000社）を対象としたアンケートを実施したほか、ちがさき環境ワークショップ（3回）、市民討議会といった市民参加の機会を用いながら、多くの市民から茅ヶ崎の環境に関する意見を伺いました。

また、環境審議会及び地球温暖化対策推進協議会においては、現行計画である「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」（計画年度：平成23年度～令和2年度）及び「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」（計画年度：平成25年度～令和2年度）に対する総括評価を行うとともに、次期環境基本計画の骨子素案について、内容の検討を行っていただきました。

(2) 令和2年度

令和2年度においては、令和元年度に審議会にてご議論いただいた骨子素案をもとに事務局にて骨子を作成し、7月13日に書面会議にて開催しました令和2年度第1回環境審議会において、環境基本計画の改定について市より諮問させていただきました。

これを受け、環境審議会において、自然環境、生活環境、温暖化対策の3分科会に分かれ、骨子に対する指標や目標値、掲載する主な取り組みについて、議論をいただいているところです。(答申は10月を予定しています。)

また、骨子について、環境に関連する市民団体に対し、アンケート調査を7月から8月にかけて実施し、そのアンケート結果を用いながら審議会にてご議論いただきました。

3. 今後の取り組み予定について

改定までの今後の取り組み予定ですが、近日中に環境審議会より次期環境基本計画に対する答申をいただき、それを踏まえ市長をはじめとする庁内職員で構成する環境調整会議を経て、市議会の全員協議会へ報告した後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施予定です。

その後修正作業を経て、最終的には、年度末までに次期環境基本計画の策定を完了する予定です。

本日、参考として現時点での「計画体系(抜粋)」を添付いたしますので、内容をご確認ください。なお、現時点の内容を確認される場合は、お手数ですが市ホームページの令和2年度第2回茅ヶ崎市環境審議会のページより「茅ヶ崎市環境基本計画 答申(案)」等をご確認ください。

また、パブリックコメントを実施する際には、茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様へ、冊子をお送りいたします。

事務担当：環境部環境政策課環境政策担当

電話：0467-82-1111 内線1211

E-mail：kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp